

令和8年第2回（6月）佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 令和8年6月17日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和8年6月19日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永田勝美君	2	棚橋優汰君	3	黒田龍之介君
4	井上智恵美君	5	中川由美恵君	6	山之内英樹君
7	横田博茂君	8	長谷川忠君	9	須藤敏規君
10	川副剛君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	濱野 互 君	副 町 長	濱田能久君	教 育 長	富野 毅 君
総 務 課 長	松本典子君	税 財 政 課 長	井手守道君	住民福祉課長	落合健治君
保険環境課長	作永善則君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	藤永大治君
庁舎建設室長	山村輝明君	建 設 課 長	上野靖一郎君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	藤永尊生君
水 道 課 長	中道隆介君	会 計 管 理 者	安達伸男君	教 育 次 長	宮原良之君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒木洋介君	議会事務局書記	山下 愛 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第44号 工事請負契約締結の件（令和8年度 佐々町新庁舎駐車場整備工事）

日程第3 議案第31号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件

日程第4 議案第32号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件

日程第5 議案第33号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件

日程第6 議案第34号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件

日程第7 議案第35号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第8 議案第36号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第9 議案第37号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第10 議案第38号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第11 議案第39号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第12 議案第40号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第13 議案第41号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第14 議案第42号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第15 議案第43号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
日程第16 発議第1号 議員の派遣について
日程第17 閉会中の委員会継続調査について

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（川副 剛 君）

皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年6月第2回佐々町議会定例会の本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 剛 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、7番、横田博茂君、8番、長谷川忠君を指名します。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第44号 工事請負契約締結の件（令和8年度 佐々町新庁舎駐車場整備工事） —

議 長（川副 剛 君）

日程第2、議案第44号 工事請負契約締結の件（令和8年度佐々町新庁舎駐車場整備工事）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

皆さん、おはようございます。

それでは、朗読をさせていただきます。

(議案第44号 朗読)

2ページ以降は、庁舎建設室長をもって説明をさせます。

議長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

議案に入る前にタブレット3ページをお願いいたします。

画面右側に、令和8年6月定例会、議案第44号、庁舎建設資料と記載されております。

工事請負契約締結の件（令和8年度佐々町新庁舎駐車場整備工事）について説明させていただきます。

1、概要といたしまして、旧庁舎は昭和44年3月に建設され、50年以上の経過による老朽化や耐震性能不足等があったため、新たな防災拠点といたしまして、新庁舎建設を旧庁舎裏側駐車場に進めてまいりました。新庁舎が令和7年2月28日に完成し、5月7日に供用開始を行い、旧庁舎の解体が令和8年3月27日に完了したことに伴い、旧庁舎の敷地跡等を駐車場として活用するための整備を行い、新庁舎建設事業の全体計画を完了させたいと考えております。

本工事は、令和8年6月11日に入札を行い、令和8年6月15日付で仮契約の締結を行っております。

2番目として、工期ですけれども、契約の日から270日間を予定しておりまして、本議案で議決をいただければ、令和9年3月15日までとなる予定です。

3、工事概要ですが、全体計画の駐車台数としては210台の計画となっておりますが、今回、2・3工区を一括して発注しますので、170台分を整備することとなります。

4ページをお願いいたします。

土木工事の図面となります。4ページにあるように、かさ上げた右側、新庁舎側1工区部分から、左側、2・3工区部分、2・3工区接道部分へ擦り付ける形で造成を行い、図にありますように駐車場を整備していく形となります。なお、土留めの擁壁や排水のための側溝、安全対策のためのフェンスなどの施工内容を青字で表示しております。中心付近の青点線が、文化会館からトイレ側駐車場までの水路の付替えとなります。

5ページが、その詳細図面となります。

既存水路についてですけれども、旧庁舎の裏側の駐車場を整備する際に、既存の石垣を活用した形で整備された経緯があります。コンクリート製ではなく、老朽化などが心配されます。その分につきましては、毎年、建設課で点検を行っており、現時点では危険性はありませんけれども、将来的に整備が必要である可能性が高いために、今回同時に整備することとしております。

次に、6ページをお願いいたします。

建築工事の図面になりまして、庁舎入口の雨よけのための歩廊、懸水幕、駐車場入口看板、駐輪場の看板などの設置、記念碑の移設などを行うこととしております。

最後に、7ページですけれども、電気工事図面になります。

外灯15台や防犯カメラなどの設置を行うこととしております。

それでは、議案に戻りまして、2ページをお願いいたします。

別紙になります。

工事名、令和8年度佐々町新庁舎駐車場整備工事。工事概要、土木工事一式、建築・電気設備工事はか一式。契約方法、指名競争入札による落札者と契約。契約金額、1億8,863万4,600円、内消費税1,714万8,600円。契約相手人、佐々町羽須和免825番地1、株式会社親和テクノ佐々営業所所長 有川光生。工期、自、契約確定の日、至270日間です。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（川副 剛 君）

説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑のあられる方。
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

資料の件で、契約について、少し忘れましたのでお尋ねしていきます。
今、工期については契約の締結日から3月15日ということでございましたけど、もし通ればいつからになるのかっていうことですね。それ1点。あしたからか、あさってからか。
それから、契約保証金について、10%ですか、切り上げてあるようなんですけども、これいつ納めてあるのか。
それから、工事契約書の中に工事を施工しない日とか、工事を施工しない時間帯って、特記事項で書いてあるっていうことなんですけど、その内容についてどういう契約になっているのか。
それから、あと、契約について財務規則でいろいろ書いてあるようなんですけども、今回の仮契約が議決されたらば、本契約は省略するということで、請負業者に通知をするように、財務規則の第77条になっているんですけども、どのような様式で、いついつ決定したからっていうことと、議決書を付けて本人、受注者に渡しているのか。そこら辺の内容について、ちょっとお尋ねしておきます。1問目です。

議長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

まず、1問目の契約日の始めの日はいつからなのかっていうことなんですけれども、先ほど御説明させていただきましたように、きょう議決をいただければ、きょうからが契約日の始期となります。ですので、きょうの6月19日契約の6月19日着工という形になりまして、最後が令和9年3月15日になることとなります。
契約保証金ですけれども、仮契約の段階では契約保証金は納めておられませんので、本議案で議決をいただければ、契約保証金を納付していただくこととなります。
3番の施工契約書に書いてあります施工しない日とか、工事を施工しない時間帯っていうのには、ここで記載しておりますように、特記仕様書に、この契約書の中には特記仕様書を一緒に添付するようにしておりますけれども、その特記仕様書の中に工事をしない日とか、工事をしない時間帯とかを特記仕様書に明示しておりますので、その記載のとおりということで、この契約書の頭のほうには記載されているところでございます。
4番目の請負業者への通知の方法、内容につきましては、本議会で、様式等は、すみません、手元には今ございませんけれども、業者のほうには通知するようにしております。
以上です。

議長（川副 剛 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

その特記仕様書の中身を、週休2日でするかどうかっていうのをちょっとお尋ねしとるものですから、どういう契約でこれをしていくのかって私は興味があるものですから、お尋ねして

いるんですよね。

契約保証金は、議会が通れば、私は納めてあると思うとったものですから、通らんなら納めんなら、この仮契約書は成立しないものですから、そこら辺の考え方がちょっと違うっていうことですね、私と。

契約日については通常でしたら、議会が通れば翌日からと私認識しとったものですから、そこら辺がどうなのかと思って。いや、ルールの、法的に間違いなければ結構なんですけどね。ちょっと気になったものですから。

それから、あと、工程表はいつ頃でき上がるのかなと思ひまして。やはりチェックせんばもんですから、毎日見に行ったりして、工程表どおりいきよるかどうかな。今後打合せされると思うんですけど、いつ頃にでき上がるのかなと思って。

通常、私、今、めったにこういうことはないものですから、入札して1週間以内に契約書を作るとか、何日以内に着工するとか、それぞれ、副町長は十分御存じと思うんですけど、法律的にどがんなととるのか、再度、ちょっと聞いておきたいなと思いますので、お願いします。

議 長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

今、御質問の特記仕様書に記載されておりますのは、先ほど、議員御指摘のとおり、週休2日制とか、そういうようなものも記載されておまして、この工事につきましては、週休2日制で、月単位の週休2日をするようになっておまして、この前の行政報告の解体の時に回答しましたように、今回は月極でなっております、業者のほうで工事打合せ簿で、完全週休2日で私たちはこの工事を施工しますよという形になれば、最終的には、完全週休2日が実施されたっていうことを確認できれば、またそれも変更として増額するような形になります。

それと、契約保証金は契約をしてから納付することになっていることは確認しております。

工程表ですけれども、工程表は契約のときに着工届を提出することとなりますけれども、着工届の際は大きな工程表となりますけれども、その後に工事施工計画書を業者のほうから提出していただくこととなりますけれども、その際はより実施に近い工程表を提出していただくこととなります。

まずは、この工事を行うに当たっては、先ほど説明しましたカルバートとか、周りにはL型擁壁とか、特殊な製品を使用することとなっておりますので、そのようなところは、業者のほうから材料屋さんのほうにも確認してからの工程表作成となりますので、その辺を含めた工程表を出していただくこととなります。

契約日は、議決の日の翌日ではなくて、議決の当日で問題ありません。

契約から着工までの流れですけども、従来の、これは契約締結議案ですので、議決をいただいてからの、仮契約を結んで、議決をいただいてからの契約となるんですけども、通常の議決を受けない工事につきましては、入札後7日以内に契約をして、契約後、速やかに工事着工という形になります。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

金額が大きいから、この工事がどういうパターンででき上がっていくのか、ちょっと注意し

ておきたいなと思って質問しているんですよね。

議会の議決に付すべき契約とか、財産処分の関係ですから、そういうところの事務取扱いの在り方っていうのは、要綱か何か作ってあるわけですかね。それにのっとってやらんば、めったになかもんですけんね、ちょっと確認しときたいなと思っています。

普通の人は分からんもんですけんね、私も最近忘れてしもて。どがんでしょうか。なくて、事務取扱いですたいね。議会でこれが通ったら、仮契約についてはこの手順で進めるというのは、作ってあるんですかね。だから、仮契約書も一つの契約書ですから、本契約はしなくて、仮契約で、さっき言ったように、最後に、議会が通ればこれは本契約になりますよと書いてあるからですね。既にこれが成立したということで、別に本契約を作らんで、この中で議決を受けた場合は本契約に変わるということですから。そこら辺をちょっと言っています。

そして、さっき言った、あと、何日内に着工せんばとか、それをちょっとざっと言ってください。2週間以内。

議 長（川副 剛 君）

暫時休憩します。

（10時19分 休憩）

（10時22分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

すみません、大変失礼しました。

契約日は入札後7日以内で、先ほど契約を速やかについてということで答弁いたしましたけれども、大変失礼しました。入札後7日以内に着工する形になります。すみません。

それと、議案を議決していただいた後の本契約については、通知はするようにしております。

それと、要綱等はございません。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

副町長。

副 町 長（濱田 能久 君）

着工日等は、実際、工事現場にかかるものじゃなくて、準備期間等も入りますので、材料手配とか、そういった工程表作成とかいろんなものがありますけども、そういうことで現場に実際入った日ではございません。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

どうぞ、4問目ですけど、許可します。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ちょっと引っかけたものですから。この仮契約書も、本当の一つの契約議案なものですからね、契約保証金は納めなくちゃいかんと私は思うとるものですから、そこら辺の見解がちょっと違うものですからね、規則的に。どうかなと私は思うんですけど。それで法的に間違いなければ結構なんですけどもですね。

あと、その通知書がどがん内容かなと思ったら、議会がいつ通りました、原本を証明して作るとかでね、工期がいくらになりましたので、仮契約書は、もう正式に、受注者が、成立しましたら通知書を出すのでしょうか。後で結構ですので、様式を後で参考にいただければと思います。あと、工程表をいただきたいなと思いますので、議長、よろしくお願いします。

議長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

すみません。契約保証金ですけども、きょうの、本日までに納付していただくこととなります。契約保証金は本日まで。（須藤議員「最初、言えばよかたい。そがん。」）失礼しました。申し訳ありません。

議長（川副 剛 君）

工程表と資料等は、後もって提出。
暫時休憩します。

（10時24分 休憩）

（10時25分 再開）

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
ほか、質疑のあられる方。
1 番。

1 番（永田 勝美 君）

確認なんです、親和テクノのホームページを見ておりましたら、佐々営業所の住所が違っておりますが、これは間違いはないのでしょうかというのが一つ確認ですね。

それと二つ目は、工事が7日以内に始まるということですが、着工するということですが、近隣の方々への工事に伴う様々なお知らせ、あるいは町民全体に対するお知らせっていうのは、どういうふうにお考えですか。

議長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

今、御指摘の親和テクノの住所がホームページと、私が先ほど説明した住所が違うっていうことに関しましては、指名願いをうちに提出されておりますので、その指名願いの提出された住所で出してあるんですけども、その分についてはちょっと確認をしてよろしいでしょうか。

議長（川副 剛 君）

暫時休憩します。

（10時26分 休憩）

（10時28分 再開）

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

すみません、時間をとって申し訳ありません。

ただ今、確認をしましたところ、今の契約書もこの住所、きのう渡しました契約書にも、羽須和免825番地1と書いておりますけども、これが今の現住所で、以前の住所からホームページの更新が、親和テクノさん自体のホームページの更新が遅れているってということで確認されておまして、今の住所はここで問題ありません。ホームページの更新が遅れているようです。

それと、近隣等へのお知らせとか住民へのお知らせなんですけれども、7日以内に着工はしますけれども、着工してから、いろいろな業者も下請等の手配とか、そういうふうな期間が必要になりますので、その間に、周りの近隣住民への工事に対する御迷惑に対しての挨拶回りと、住民への周知につきましては、広報等でお知らせしたいと思っております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

いや、私が言ったのは、契約書の住所が、私たちが得た情報では、居酒屋さんの住所になっているので、そうであれば、本当にその実態があるのかと。要するに佐々営業所っていうのが実態があるものなのかということについて。その実態が仮にないとすれば、実態があるっていう、その要件は何なのかなということを確認しておきたいですね。

やっぱり、親和テクノさんって、かつては町内に事業所があったのは記憶していますけど、今、町外に移られてるでしょう。ですから、そういった意味では、転々とペーパーカンパニーみたいな、事業所だけ作って、それで実態があるというふうに見ていいのかというのを、ちょっと感じたもんですから、そういう確認っていうのはきちんとしているのかということを、再度確認したいというのが一つと。

二つ目は、時期の問題じゃなくて、どういう内容でお知らせするのかと。要するに、挨拶回りというのは分かるんですけども、じゃあ、紙を配ってね、きちんとやっぱり広報するというふうにするのか。紙は何件に配るのか。広報が、実際に次の広報ってなれば、7月1日号に載せるのか、8月1日号に載せるのか。しかし、その間に工事が着工するとなれば、やっぱりその前に町民にはお知らせせんといかんのではないだろうかということ踏まえて、いつ、どれぐらいの媒体で出すのかということを、きちんと答えてほしいなというふうに思うんですけども、どうですか。

議長（川副 剛 君）

暫時休憩します。

（10時32分 休憩）

（10時35分 再開）

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

すみません、たびたび時間をとって申し訳ありません。

親和テクノの佐々営業所の確認ですけれども、大変申し訳ありません。営業所の実態までの確認は、大変申し訳ありません、しておりませんので、直ちに確認するようにしたいと思っております。

それと、住民とか隣接家屋に対する広報ですけれども、現場周辺の家屋につきましては、文書を持って業者と発注者の佐々町と両方で、各世帯、挨拶回りに行くのと、町内会長のところには挨拶回りに行きたいと考えております。

それと、以前こういうふうに、庁舎の工事について住民にお知らせをしておりましたけれども、こういうようなチラシを町内全世帯に配布したいというようにしておきまして、議決をいただければ各議員さんのほうにも、こういうようなことで工事をいたしますということで周知をしたいと思っております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（永田 勝美 君）

規則がどういうふうになっているのかというのはよく分からないんですけれども、やっぱりこの契約書を見ると、契約相手、受注者は株式会社親和テクノ佐々営業所ってなっているわけですね。だから、そこが実態があるかどうか——実態があるっていうのは、例えば、尋ねていっても人がいないとかですね、そういうところは、実際に営業所の機能を果たしているところなのかというふうに思うわけですが、住民が、例えば、工事について意見を言いたいということで、苦情を、仮に業者のところに行こうとしても、電話がちゃんとつながるのか、窓口にいるのか、そういうのがいないようなところでは、対応ができないのではないだろうかというふうなことも考えられるわけですね。

ですから、書面に出ている、登記をしているというだけで、それだけで確認したというふうに言ってよいのかなというのは思うわけですが、そのことについては確認をしていただいて、ぜひ遺漏なきよう進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、町民への広報についてと、近隣の世帯への広報については分かりましたが、時期的には、最終的に全町への広報っていうのを、いつ頃出す予定ですか。要するに工事期間中、例えば、駐車場がどの部分が使えなくなるとかっていうのがあるじゃないですか。今、我々が停めている、その旧技能訓練校跡の駐車場なんかも使えなくなる時期が来るわけだと思うんですね。そのときは、その都度お知らせせんといかんだろうし。だから、そういったことも踏まえて、きちんとやっぱりお伝えしておく必要があるんじゃないだろうかというふうに思うんですが、時期はいつですか。

議 長（川副 剛 君）
庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

今の予定では、7月で発行しようと思っております。（永田議員「7月号。」）はい。（永田議員「7月1日。」）7月1日です。（永田議員「分かりました。」）

議 長（川副 剛 君）
よろしいですね。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ごめん。2回目で申し訳ない。

重要な案件で、所在地が確かにあるかどうかということで、税財政課長にお尋ねしますが、法人税で登録はしてあるんですか。

議 長（川副 剛 君）
税財政課長。

税財政課長（井手 守道 君）

以上です。

発言取消し
執行申出に
よる

議 長（川副 剛 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

法人税で事務所はある。あとは機能的に営業所ですか、成り立っているかどうかは、まずそれを確認せんと、この議案そのものに影響するからですね。それ、どうお考えかなと思ってですね。

議 長（川副 剛 君）
暫時休憩します。

（10時40分 休憩）
（11時05分 再開）

議 長（川副 剛 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
執行より発言の削除の申出があります。
説明をお願いします。
町長。

町 長（濱野 互 君）

すみません、休憩の時間を長くとりまして申し訳ございませんでした。

先ほど、9番議員さんのところの質問で、税情報に関することの回答を税財政課長が申し上げましたので、その部分について削除をさせていただきたいと思います。

その後、建設課長から説明させます。

よろしくお願いします。

議 長（川副 剛 君）

では、削除を認めます。

引き続き、業者の実態について質問が——（須藤議員「私たちに諮らんばたい。議長だけじゃなくて。」）（永田議員「削除異議なしって。」）

すみません。皆さん、各議員よろしいですか。

（「異議なし。」の声あり）

業者の実態について質問があっておりましたので、執行の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（上野 靖一郎 君）

業者の実態につきましては、指名願いでも確認しまして、本日営業所に行きまして、実態があるということを確認しております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

追加で申し訳ございません。

沖田免に2月末まで営業所を構えて営業実績がありまして、その3月1日に今の住所に変更されたということでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

ほか、質疑のあらわれる方。

1番議員よろしいですか。説明、大丈夫ですか。

ほか、質疑のあらわれる方。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第44号 工事請負契約締結の件（令和8年度 佐々町新庁舎駐車場整備工事）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
この後、全員協議会を開催しますので、しばらく休憩します。

（11時08分 休憩）

（11時50分 再開）

- | | | | | |
|---|-------|--------|--------------------------|---|
| — | 日程第3 | 議案第31号 | 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | — |
| — | 日程第4 | 議案第32号 | 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | — |
| — | 日程第5 | 議案第33号 | 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | — |
| — | 日程第6 | 議案第34号 | 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | — |
| — | 日程第7 | 議案第35号 | 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | — |
| — | 日程第8 | 議案第36号 | 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | — |
| — | 日程第9 | 議案第37号 | 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | — |
| — | 日程第10 | 議案第38号 | 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | — |
| — | 日程第11 | 議案第39号 | 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | — |
| — | 日程第12 | 議案第40号 | 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | — |
| — | 日程第13 | 議案第41号 | 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | — |
| — | 日程第14 | 議案第42号 | 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | — |
| — | 日程第15 | 議案第43号 | 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 | — |

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第31号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

日程第4、議案第32号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

日程第5、議案第33号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

日程第6、議案第34号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

日程第7、議案第35号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

日程第8、議案第36号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

日程第9、議案第37号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

日程第10、議案第38号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

日程第11、議案第39号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

日程第12、議案第40号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

日程第13、議案第41号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

日程第14、議案第42号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

日程第15、議案第43号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

以上、13件については関連がありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号から議案第43号までの13議案は一括議題とします。

町長が各かがみの全てを朗読終了後、それぞれの議案について採決に移りたいと思います。

日程第3、議案第31号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題としま

す。

執行の朗読を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第31号 朗読）

2ページに履歴書を添付しております。

よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

日程第4、議案第32号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の朗読を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第32号 朗読）

次のページに履歴書を添付しております。

よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

日程第5、議案第33号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の朗読を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第33号 朗読）

2ページに履歴書を付けております。

よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

日程第6、議案第34号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の朗読を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第34号 朗読）

2ページに履歴書を付けております。
よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

日程第7、議案第35号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の朗読を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第35号 朗読）

次のページに履歴書を添付しております。
よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

日程第8、議案第36号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の朗読を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第36号 朗読）

2ページに履歴書を添付しております。
よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

日程第9、議案第37号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の朗読を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第37号 朗読）

2ページに履歴書を添付しております。
よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

日程第10、議案第38号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の朗読を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第38号 朗読）

2ページに履歴書を添付しております。

よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

日程第11、議案第39号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の朗読を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第39号 朗読）

次のページに履歴書を添付しております。

よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

日程第12、議案第40号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の朗読を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第40号 朗読）

2ページに履歴書を添付しております。

よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

日程第13、議案第41号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の朗読を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第41号 朗読）

2ページに履歴書を添付しております。
よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

日程第14、議案第42号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の朗読を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第42号 朗読）

2ページに履歴書を添付しております。
よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

日程第15、議案第43号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の朗読を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第43号 朗読）

2ページに履歴書を添付しております。
よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

議案の朗読が終わりました。

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決をします。

議案については1件ずつ採決を行います。

議案第31号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第32号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第33号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第34号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第35号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第36号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第37号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第38号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第39号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第40号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第41号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第42号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

議案第43号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

（12時09分 休憩）

（13時50分 再開）

— 日程第16 発議第1号 議員の派遣について —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、発議第1号 議員の派遣についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（荒木 洋介 君）

（発議第1号 朗読）

議 長（川副 剛 君）

お諮りします。発議第1号 議員の派遣については、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり派遣することに決定しました。

— 日程第17 閉会中の委員会継続調査について —

議 長（川副 剛 君）

日程第17、閉会中の委員会継続調査に入ります。

閉会中の委員会継続調査について、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付しています案件について調査の申出がっております。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙、委員長申出のとおり、閉会中の委員会継続調査を行うことに決定されました。

以上で、令和8年6月本定例会に付された案件は全て終了しました。

閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

町長。

町 長（濱野 互 君）

大変お疲れさまでした。本日まで3日間、大変お疲れさまでした。

町議会6月定例会に臨みまして、工事請負契約締結議案の追加をさせていただきましたが、質問に対しての説明や確認作業で時間をとってしまい、大変申し訳ございませんでした。

今回も、全ての議案に対し、可決、同意していただき、誠にありがとうございました。今後とも、町政の推進のため御理解と御協力をお願い申し上げます。

今後の予定としましては、あさって21日に、さざ公民館フェスティバルが町民体育館で開催されます。23日には、男女共同参画週間研修会が、役場2階で開催されますので、御参加くだされば幸いに存じます。また、7月5日には、町民大清掃があります。13日には、西九州自動車道建設促進期成会総会、それから、21日、4市1町西九州自動車道建設促進協議会総会が本町で開催される予定となっております。

これから暑い日が続くと思いますので、お体には十分気をつけられ、御活躍されますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

令和8年6月定例会閉会にあたりまして、私のほうから一言お礼を申し上げます。

6月17日から本日まで3日間にわたり開催されました6月定例会は、条例、補正予算、農業委員会委員の任命が上程され、慎重審議の結果、全て可決、同意されました。議員の皆様には慎重な審議をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

執行部の皆様には、今回定例会での議員各位からの御意見、御指摘につきましては耳を傾け、町政運営に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

これから本格的な夏が来ます。ことしも酷暑が予想されます。執行部の皆様、各議員の皆様には健康に留意され、それぞれの持ち場でお励みください。

以上で、令和8年6月第2回佐々町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（13時55分 閉会）